

企 画



旧住友別子鉱山株式会社 外国人技師東社宅

企

画

1 歴 代 三 役

市 長

代	市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	白 石 譽二郎	S 12.12.30	S 16.12.29
2	白 石 譽二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西 澤 定 義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島 村 計 治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒 井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白 石 捷 一	26. 4.24	30. 4.10
7	小 野 穉	30. 5. 2	34. 4.29
8	小 野 穉	34. 5. 1	38. 4.29
9	小 野 穉	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊 藤 武 志	59.11.18	63.11.17
16	伊 藤 武 志	63.11.18	H 4.11.17
17	伊 藤 武 志	H 4.11.18	8.11.17
18	伊 藤 武 志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	24.11.17
22	石 川 勝 行	24.11.18	28.11.17
23	石 川 勝 行	28.11.18	R 2.11.17
24	石 川 勝 行	R 2.11.18	

助 役

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	本 藤 巴勢一	S 12.12.21	S 15.11.28
2	西 澤 定 義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢 野 桃 郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白 石 喜 八	20.11.10	22. 4.10
5	中 川 英 嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近 藤 統 行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡 田 稔	26. 5.28	26. 9.14
8	岡 田 大 六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸 龍 榮	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸 龍 榮	34. 7.21	38. 7.20
11	伊 東 祐 一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近 石 義 己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋 藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井 上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
14	松 田 茂 久	S 49. 6.29	S 53. 6.28
15	松 田 茂 久	53. 6.29	57. 6.28
16	松 田 茂 久	57. 6.29	60.12.31
17	加 藤 照 光	61. 1. 1	H元.12.31
18	加 藤 照 光	H 2. 1. 1	5.12.31
19	加 藤 照 光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神 野 秀 明	6.10. 1	10. 9.30
21	神 野 秀 明	10.10. 1	12.12.31
22	片 上 孝 光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴 木 暉三弘	15. 1. 1	18.12.31

副市長(H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副 市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	石 川 勝 行	H19. 4. 1	H23. 3. 31
2	石 川 勝 行	23. 4. 1	24. 9.21
3	近 藤 清 孝	25. 1. 1	28.12.31
4	寺 田 政 則	29. 1. 1	R 2.12.31
5	加 藤 龍 彦	R 2. 4. 1	
6	原 一 之	3. 1. 1	

収入役(H21.4.1から収入役制度を廃止し、会計管理者制度を新設)

代	収 入 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	小 野 豊	S 12.12.21	S 16.12.19
2	小 野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小 野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小 野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴 木 健 市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴 木 健 市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴 木 健 市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴 木 健 市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋 藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤 田 襄	40.12. 4	44.12. 3
11	永 易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稲 見 正 夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稲 見 正 夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稲 見 正 夫	57. 6.29	60.12.31
15	高 橋 昭 博	61. 1. 1	H元.12.31
16	高 橋 昭 博	H 2. 1. 1	5.12.31
17	高 橋 昭 博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近 藤 宗 治	6.10. 1	10. 9.30
19	近 藤 宗 治	10.10. 1	12.12.31
20	稲 見 重 幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田 村 浩 志	17. 4. 1	21. 3.31

2 第六次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に第一次新居浜市長期総合計画を策定して以来、五次にわたり市政の総合的かつ長期的な指針として、社会経済情勢の変化に対応した計画を策定し、行財政運営を図ってきた。

平成23年3月には、第五次新居浜市長期総合計画を策定し、将来都市像「一あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」の実現に向け、各種施策に取り組んできた。

しかしながら、計画策定から10年が経過し、「人口減少と少子・超高齢社会の進展」や「成長から成熟への社会経済の変化」、「高度情報ネットワークとグローバル化の進展」、「環境に対する意識の変化」、「安全・安心に関する意識の高まり」、「地域コミュニティの変容」など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっており、これまで以上に市民、団体、事業者と行政が協働し、時代の変化・課題に的確に対応していく必要がある。

このため、第五次新居浜市長期総合計画の検証を踏まえ、これからの時代において目指すべき新しい将来都市像、その実現を図るための基本的な方針等を定めた第六次新居浜市長期総合計画を令和3年3月に策定した。

(2) 計画の構成

① 基本構想

将来都市像・まちづくりの目標・施策の大綱・施策の体系など、本市が目指す新しいまちづくりの基本方針を示す。

② 基本計画

基本構想の将来都市像を実現するため、施策の体系に沿って、基本的な施策の内容を示す。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的に実施する事務事業の内容を示す。

(3) 基本構想

基本構想は、今後10年間のまちづくりについての基本方針を示すもので、将来都市像や目標人口を示すとともに、6つのまちづくりの目標と、計画の推進を含め42項目の施策を定めている。

① 将来都市像

一豊かな心で幸せつむぐ一 人が輝く あかがねのまち にはま

② 目標人口

111,000人（令和12年）

③ まちづくりの目標

目標1 未来を創り出す子どもが育つまちづくり (子育て・教育)

- ・少子化が急速に進展する中、本市の未来を担う子どもたちが、「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、社会人として自立し、夢や希望を持ち、健やかに成長できるよう、行政と学校、家庭、地域が相互に連携・協力しながら、学校教育や特別支援教育の充実、教育力の向上を目指します。
- ・安心して子どもを産み、育てていけるよう、子育てに関する相談体制や保育環境の充実を図るとともに、子どもの貧困や発達障がいへの対応、子育て世代への支援などのさまざまなニーズに対応したきめ細やかな子育て支援を実施します。

目標2 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり (健康・福祉)

- ・年齢や障がいの有無に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、生活習慣病や感染症対策などのさまざまな疾病対策に取り組むとともに、医療体制の充実と健康づくりに関する意識啓発に努めます。
- ・すべての市民がいつまでもいきいきと生活ができるよう、関係機関と連携を図り、地域全体で支え合う仕組みを構築するとともに、ライフステージに応じ、適切なサービスが受けられるよう、介護サービスや医療供給体制の充実、社会保障の充実に努めます。

目標3 活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり (経済・雇用)

- ・本市の基幹産業である工業の振興を図るため、ものづくり産業に携わる人材の確保、育成をはじめ、販路開拓や新事業展開の支援、企業誘致や立地の促進、ICT（情報通信技術）の活用などに努めます。
- ・商業や農林水産業、観光・物産の分野においても、創業や人材育成支援を行うとともに、生産基盤の整備・ブランド化、地産地消や6次産業化による高付加価値化に向けた取組を支援することにより、市内において働きやすく、魅力ある職場が数多く生み出されるまちを目指します。

- ・災害や感染症の発生などに対して、産業活動や雇用の維持・継続を支援します。

目標4 安全・安心・快適を実感できるまちづくり (都市基盤・防災・防犯・消防)

- ・市民がより一層、安全・安心・快適に生活できるよう、市街地や幹線道路、公園緑地、公営住宅、港湾などの都市基盤の計画的な整備を進めるとともに、魅力あふれる都市空間の創出に努めます。
- ・気候変動の影響により頻発化・激甚化が懸念される自然災害や、発生が危惧される南海トラフ巨大地震などの大規模災害を想定した防災・減災、国土強靱化の取組を推進するとともに、感染症対策、交通安全対策や防犯対策など日常的な生活安全対策の推進、消防体制の充実を図ります。

目標5 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり (人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)

- ・市民一人ひとりが人権についての正しい認識を持ち、すべての市民の人権が尊重されるまちを目指し、さまざまな場での教育活動を推進するとともに、多様な市民・地域との協働によるまちづくりを進めます。
- ・近代化産業遺産などこれまで培ってきた文化や地域資源を次の世代に継承するとともに、生涯学習の充実やスポーツ、文化芸術活動の振興、男女共同参画社会、国際化の推進を通じ、市民一人ひとりの豊かな心を育み、多様な学びや生きがいがあふれるまちを目指します。

目標6 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり (地球環境・生活環境・上下水道)

- ・国連において採択されたSDGsの取組や国の地球温暖化対策計画に基づく2030年度中期削減目標の達成に向けた取組など、地球規模で環境保全に関する意識が高まる中、市民、団体、事業者と連携し、地球温暖化対策など、地球環境の保全と継承に努めます。
- ・本市の自然環境を保全し、誰もが住みよい衛生的で快適な居住環境の維持・向上が求められている中、生活環境の保全と調和、循環型社会の実現を目指すとともに、上下水道事業の推進を図ります。

計画の推進 (持続可能なまちづくりの推進) (行財政運営)

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想の将来都市像を実現するため、42項目の施策の体系に沿って、127の基本計画における具体的な取組方針、取組内容を示している。

3 施政方針(令和3年度)

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、私たちの健康や生活を守るため、懸命に努力していただいております医療従事者の皆様、介護関係者の皆様、全てのエッセンシャルワーカーの皆様に厚く御礼を申し上げます。

さて、私は、昨年11月の市長選挙におきまして、「共につくろう笑顔輝く新居浜市 夢をかたちに チーム新居浜」のスローガンのもと、「新型コロナ対策」、「防災・減災対策」、「少子高齢化・人口減少対策」、「地域経済の活性化」、「コミュニティの活性化」の5つを市政運営の柱に、第1・第2ステージに引き続き「安全で快適に暮らせる都市の実現」など、7つの夢の実現を基本政策に掲げ、市民の皆様方の温かいご支援とご理解を賜り、三たび、市政を担当させていただくこととなりました。

これまで2期8年間に「あかがねミュージアムの開館、総合防災拠点施設の供用開始」、「住友各社の大型設備投資や各種企業の誘致」、「各種がん検診・特定検診の無料化」、「子育て世代包括支援センター「すまいるステーション」の開設」、「全小中学校でのコミュニティスクール開設」、「地域コミュニティ再生事業交付金制度の創設」、「国際交流協会の設立」、「シティブランド戦略の推進」や東予東部圏域初の振興イベント「えひめさんさん物語の開催」など、これまでの取り組みを通して、笑顔輝く新居浜市の実現に向け一定の成果が残せたものと考えております。

このことは、国、県ご当局をはじめ、市議会議員の皆様、市民の皆様のご支援、ご協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、中国 武漢市で確認された「新型コロナウイルス感染症」が急速に全世界へ拡大し、国内においても、4月には全国一斉に緊急事態宣言が発出され、さらに56年ぶりの開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピックの延期など、地球規模で市民生活や経済活動に大きな混乱をもたらした一年となりました。

現在も、新規感染者数が増加し、感染拡大が収まらな

い状態が続いており、全国的に終息の見通しが立たない状況の中、市民生活の様々な場面で制約を受ける、これまでに経験したことのない日常が続いております。

本市では、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、市民生活と地域経済を守るため、国の地方創生臨時交付金などを活用し、市内の小中学校等へ手指消毒液を配布するなど「感染拡大の防止」や売り上げが減少した市内事業者へ給付金を支給するなど「雇用の維持と事業の継続」などの事業に総額148億円余りの予算措置を行うなど、新型コロナウイルス対策を行ってまいりました。今後におきましても、市民の皆様の生活を守り、経済の回復に向け取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症予防ワクチンの接種につきましては、まず、医療従事者や高齢者への接種が滞りなく実施できるよう、体制を強化するとともに、ワクチン接種推進グループを設置し、準備を進めているところでございます。引き続き、全市民への接種に向け万全を期してまいります。

このような中、昨年末、我が国の夢と希望を乗せて宇宙に旅立った「はやぶさ2」から、この太陽系の起源を探る岩石の入ったカプセルが地球に帰還しました。このプロジェクトの成功は、住友重機械工業新居浜工場をはじめとする本市ものづくり企業の高い技術力に支えられたものであり、ものづくりのまち新居浜にとりまして、全国に誇れるうれしいニュースでございました。

さらに、雑誌「アエラ」の2020年の8月号「コロナ時代の移住先ランキング」において、本市が移住に適した自治体の全国14位に選ばれました。分析項目は、住宅、買い物、カルチャー、将来性、子育て、治安、医療、災害・行政の8項目で、愛媛県内ではトップの評価となっております。

このことは、本市が「Hello! NEW 新居浜」を合言葉に、取り組んでおりますシティブランド戦略の大きな成果であり、これまで推進してきました「地方創生への取り組み」が着実に実を結びつつあると手ごたえを感じております。コロナ禍を機に、心の豊かさや安心で安全な生活を求め、地方への移住志向が高まっていますことから、今後も、子育てや生活のしやすさ、自然の豊かさなど本市の魅力を全国に向けて発信してまいります。

このような中、国におきましても、新型コロナウイルス感染症で明らかとなった行政サービス等における様々な課題に対処すべく、行政のデジタル化をはじめとしたデジタル社会の実現や2050年のカーボンニュートラルを目指した経済と環境の好循環、グリーン社会の実現、加えて自然災害からの復興や国土強靱化に取り組

んでいくなど、政策の大きな変革期を迎えております。

本市におきましても、令和3年度を時代の変革期の重要な1年と位置付け、令和3年度からスタートする本市の最上位計画であります「第六次新居浜市長期総合計画」に加え、2年目を迎えます人口減少問題の解決と地方創生を目標とした「第2期新居浜市総合戦略」、更には、近い将来発生が懸念されております南海トラフ巨大地震に備えた防災・減災対策の充実・強化に向け、昨年策定いたしました「新居浜市国土強靱化地域計画」の3つの計画を着実に推進することに重点を置き、7つの夢の実現と新しい新居浜の創造に挑戦してまいります。

4 行政改革

(1) 行政改革の推進

近年、国、地方ともに厳しい財政状況が続く、人口減少・少子高齢社会の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地方分権時代の到来をはじめ、社会経済情勢は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、より迅速で的確な社会環境変化への対応が求められている。

本市では、昭和60年度に「第一次行政改革大綱」を策定、昭和61年度に「第二次行政改革大綱」を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性を目指した行政改革の推進に取り組んできた。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき行政改革を推進し、平成14年度には、平成18年度までの「新居浜市行政改革大綱」を策定した。

また、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成21年度までの5か年計画である「新居浜市集中改革プラン」を策定、平成19年度には、平成22年度までの「新居浜市行政改革プラン」を策定、平成19年度には、平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」、平成23年度には、平成27年度までの「新居浜市行政改革大綱2011」、平成28年度には、令和2年度までの「新居浜市行政改革大綱2016」を策定し、行政改革の推進に取り組んできた。

さらに、令和3年度には、第六次新居浜市長期総合計画の将来都市像である「一豊かな心で幸せつむぐ一人が輝くあかがねのまち いはま」を達成するために、「市民が心豊かに、幸せを実感できる市役所づくり」を基本理念とし、持続可能な自治体経営基盤の確立を

目標に定めた、令和7年度までを計画期間とする「新居浜市行政改革大綱2021」を策定し、新しいもの・ことを積極的に取り入れながら、行政運営改革、財政基盤改革、人材育成改革の3つの柱に基づき、行政改革の推進に取り組んでいる。

5 総合戦略

(1) 総合戦略の位置付け

平成26年11月、国はまち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月に日本全体の人口の現状と将来の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5か年の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。本市においても、人口減少問題を克服するため、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な事業、取組を示した「新居浜市総合戦略」を平成27年12月に策定し、将来目標人口(令和42(2060)年に9万人を維持)の達成に向けて「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」を目指すこととした。

2019年12月に国が引き続き4つの基本目標は継続しつつ、「地方へのひと・資金の流れを強化する」、「新しい時代の流れを力にする」という2つの新たな視点を加えた「第2期創生総合戦略」を策定したことを受け、本市においても2020年3月に「第2期新居浜市総合戦略」を策定し、引き続き令和42(2060)年に人口9万人を維持することを目標に取組を進めている。

なお、本市のまちづくりにおける最上位計画は「第六次新居浜市長期総合計画(令和3年度～令和12年度)」であり、総合戦略は長期総合計画の中で、特に人口減少問題への対応と地方創生に関する分野に特化した目標や施策を定めたものである。

(2) 総合戦略の対象期間

総合戦略の対象期間は、国の総合戦略に合わせ、令和2年度から令和6年度までの5年間とした。

(3) 総合戦略の基本目標

【基本目標1】**新**たな雇用の創出と産業を支える人づくりに努め、地元産業を振興します

【基本目標2】**居**住地・観光地としての魅力を高め、関係人口を創出し、交流人口・定住人口を拡大します

【基本目標3】**浜**っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに健康長寿社会を実現します

【基本目標4】**市**域・組織を越えた連携を深め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します

(4) P D C Aサイクルの確立

外部有識者で構成される「新居浜市地方創生有識者会議」等を活用し、4つの基本目標に基づく16の施策と具体的な事業、取組及び基本目標の数値目標やK P I (重要業績評価指標)の実績と成果を検証し、必要に応じ、総合戦略の改訂を行い、P D C Aサイクルを確立する。

(5) 人口ビジョンの策定と将来目標人口

国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、本市における人口の現状分析に基づき、今後、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示す「新居浜市人口ビジョン」を平成27年12月に策定し、その中で令和22(2040)年まで10万人を維持するとともに、令和42(2060)年の目標人口を9万人とした。

(6) シティブランド戦略の推進

総合戦略に基づき、市民の誇りと愛着を高め、本市の魅力を市内外へ発信することにより、交流人口や移住・定住人口の増加へつなげるため、平成29年3月にシティブランド戦略を策定した。本戦略で定めたブランドのスローガンである「Hello!NEW 新居浜」を旗印に掲げ、市民と行政が一緒になって、未来のあたらしい新居浜をつくるための取組を進めている。

(7) 全国「にいほま倶楽部」

全国各地で活躍している新居浜市出身及び本市にゆかりのある個人とネットワークを形成し、新居浜市勢の発展を図るため、幅広い提言、情報及び助言などを得るとともに、本市の最新の情報を発信することを目的として設置した組織である。

平成15年度には東日本ブロックを、平成16年度には西日本ブロックを発足させ、年1回東京と大阪で交流会を開催している。また、平成25年度からは愛媛でも交流会を行っている。令和3年4月1日現在の会員数は、505人となっている。

6 広 聴

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。

平成28年度からはモニター定数を増員し、アンケート調査を中心とした広聴活動を実施している。

- モニター定数 200人程度(任期1年)
- モニター任務 アンケート回答や、会議への出席を通じて、市政に対する意見や提言を行う。

〈令和2年度の実績〉

- モニター数 198人(令和2年6月10日時点)
- アンケート実施数 3回(9テーマ)
- 会議開催数 3回

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、市長への手紙・メールを活用して、市民の声を行政に反映させることとしている。

令和2年度 広聴票

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他	合 計
経 済 部	3	農道の補修・整備について	3	1						2	3
建 設 部	11	道路の補修・整備について	3				3				3
		交通安全施設の整備について	4		1		1			2	4
		河川・水路の整備について	2	1						1	2
		公園の整備について	1		1						1
		空き家等の適正管理について	1				1				1
合 計	14		14	2	2	0	5	0	0	5	14

(3) まちづくりタウンミーティング

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として平成19年度から開催しており、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進する。また、市職員が「地域コミュニティ支援員」として参画し、地域が設定した課題などについて意見交換を行い、政策形成に反映させる。

令和3年度より、「まちづくり校区懇談会」から名称及び実施方法を変更し、「まちづくりタウンミーティング」として、3年間で市内全18校区(地区)において実施する。

〈令和2年度の内容・実績〉

- 市長から市の重点事業について説明
 - 校区課題
 - 意見交換
 - (1) 校区課題 47件
 - (2) その他(意見・要望など) 79件
- [参加者数：902人]

令和2年度 市長への手紙・メール

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							(再掲) 新型コロナウイルス 感染症対策に関するもの の感	
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他		合 計
企 画 部	35	広報・広聴について	12	2			3	5		2	12	2
		政策について	8			4	4				8	5
		地方創生について	3	1			1	1			3	1
		情報化推進について	1				1				1	
		国勢調査について	3				1		2		3	
		新居浜あかがねポイントについて	3	1		2					3	
		その他	5				4	1			5	
総 務 部	36	市役所職員について	19	3		3	8		5	19	6	
		市役所庁舎について	4			2	1		1	4	2	
		税金について	9			2	3	1	3	9	3	
		その他	4				2	2		4		
福 祉 部	53	生活保護について	10				2		8	10		
		障がい福祉について	3	2			1			3	1	
		高齢者福祉について	11	2		3	4		2	11	2	
		子育て支援について	12	1	1	5	3	1	1	12	8	
		保育園について	7	2		2	2		1	7	4	
		健康・医療について	5			1	4			5	5	
		窓口対応について	3	1					2	3	1	
		その他	2						2	2	1	
市 民 環 境 部	75	安全安心について	36	4		4	21	1	6	36	29	
		自治会について	3				1	2		3		
		国際交流について	2						2	2	2	
		戸籍・住民記録について	1			1				1		
		マイナンバーカードについて	4			2	1	1		4		
		窓口対応について	3	2		1				3		
		男女共同参画推進について	1				1			1		
		ごみ処理について	10	2		3	4	1		10		
		環境政策について	4				3		1	4	1	
		環境衛生(悪臭・騒音・犬猫)について	5			2	2	1		5		
		斎場・墓地について	3				2	1		3		
		まちの美化について	1	1						1		
		その他	2	1			1			2		

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合計	(再掲) 新型コロナウイルス 感染症対策に関するもの の感
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他		
経 済 部	48	観光について	3					1		2	3	
		太鼓祭りについて	3				1	2			3	1
		マイントピア別子について	1					1			1	
		産業について	18	4	2		4	5	1	2	18	14
		地域公共交通について	10	1	1		6			2	10	6
		農地・農道等について	8	3	1		1			3	8	
		その他	5	1					2		2	5
建 設 部	39	都市計画について	1				1				1	
		公園整備等について	18	2	2	1	5	4	2	2	18	4
		道路整備・舗装・改修	8	1	1		3	2		1	8	
		交通安全対策について	2	1				1			2	
		市営住宅について	6				1	5			6	1
		河川・水路について	3				1			2	3	
		その他	1	1							1	
教 育 委 員 会	126	小・中学校について	89	3	1		3	27	38	17	89	81
		市立幼稚園について	5				1			4	5	
		学校給食について	3					2	1		3	1
		公民館について	3					1		2	3	1
		成人式について	3				3				3	3
		スポーツについて	4	1		1		1	1		4	2
		文化について	1					1			1	
		図書館について	4	1			1	1		1	4	
		総合文化施設について	3					3			3	
		その他	11	1				1			9	11
消 防 本 部	1	消防・救急について	1	1							1	
選挙管理委員会	1	選挙について	1						1		1	
農 業 委 員 会	1	農業について	1	1							1	
上 下 水 道 局	3	水道について	1					1			1	
		下水道について	2	1			1				2	
港 務 局	2	港湾施設について	2	2							2	
そ の 他	23		23							23	23	2
合 計	443		443	50	9	2	72	143	64	103	443	198

うち 市長への手紙 : 154件
市長へのメール : 289件

7 市 政 広 報

(1) 広 報

ア 印刷物による広報

区分	名称	市政だよりにはま	市 勢 要 覧
発行日		毎月1回	平成29年11月3日 (5年に1回)
発行部数		1回 43,000部	2,100部
版 型		A4版	A4版
経 費		1,370万円	90万円
単 価		25.55円(42頁・消費税含まず)	427円(52頁・消費税含む)
配布対象		全戸	関係機関ほか
配布方法		自治会組織などを通じて配布	随時
内 容		市政に関する情報 季節、地域の話題	市制施行80周年を迎えた本市の現在の様子を写真を中心に紹介

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

平成24年4月1日から音声読上ソフトを導入した。

平成27年3月に全面リニューアルを行った。

令和2年11月にデザインリニューアルを行い、外国語翻訳機能・フリガナ付与機能・レコメンド機能を導入した。

ウ CATV等による広報

CATVデジタル111チャンネルやコミュニティFMを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにはま」などの行政広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。「インフォにはま」は約15分の文字情報番組で、市民に身近な生活情報を伝達する。

また、平成24年4月からデータ放送がリニューアルされ、行政情報を見ることができるようになった。

エ 声の市政だより

視覚障がい者に市政に関する情報(市政だよりか

ら抜粋)を提供するため、ボランティアグループ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声(CD-Rなど)で伝えている。また、「点訳グループさざなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

オ ライン・メールマガジン・ツイッターほか

携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。また、平成24年4月1日から「ツイッター」、平成25年3月27日から「ユーチューブ」、平成25年3月28日から「フェイスブック」を運用。平成25年9月からは、スマートフォン用アプリ「新居浜いんふお」の提供を開始し、平成28年3月には一部機能を追加した。さらに、令和元年8月から「ライン」の運用を開始し、市政情報の発信、市民意識調査に活用している。

8 情 報 政 策

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

(ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○昭和43年 事務処理を外部委託する方法で市税事務の電算化を開始し、続いて国民健康保険及び給与計算事務の電算化を進めた。

○昭和49年 住民基本台帳を電算化し、国民健康保険料、選挙関係等、各個別業務間の情報の相互交流が可能であるシステムの開発を推進した。

○昭和55年3月 増大する行政需要と多様化する住民要望に的確迅速に対応するために、新庁舎の建設を機に電子計算機(汎用機)を単独購入し、外部委託していた業務を処理するとともに、毎日収納消込システムの開発及び国民健康保険診療報酬明細書(レセプト)点検等の新規業務の開発並びにオンラインシステムの導入を行った。

○昭和59年度 漢字オンラインシステムの開発に着手した。

○昭和60年11月 住民登録・戸籍附票システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。

○昭和61年5月 上部、川東支所での漢字オンラインシステム運用を開始した。

- 昭和62年3月 印鑑証明システム(漢字オンラインシステム)の運用を開始した。
- 昭和63年 口座振替制度の開始及び老人医療レセプトの点検システムの運用を開始した。
- 平成6年度 住民基本台帳の続柄表示の変更を自主開発により対応した。
- 平成9年7月 国民年金オンラインシステムの運用を開始した。
- 平成10年2月 郵便番号7桁化に自主開発により対応した。
- 平成10年11月 上下水道オンラインシステム及び住民税オンラインシステム(軽自動車税、市県民税、法人市民税)も稼動を開始した。
- 平成11年10月 平成12年4月からの介護保険制度の導入に伴い介護保険オンラインシステムの段階的な運用を開始した。
- 平成12年4月 介護保険オンラインシステムの本格運用を開始した。また国民健康保険加入の被保険者へ対応するため、国民健康保険システムに、2号被保険者の資格管理・調定管理等の機能を追加した。
- 平成14年8月 住民基本台帳ネットワークに対応するためシステムの改修を行った。また、県から業務委譲される児童扶養手当業務についても、平成13年度から開発を進めていた児童手当システムと共にシステムの運用を開始した。
- 平成14年度 別子山村との合併を考慮し、各システムの改修を行った。また、外部機関による情報システム監査を受け、情報システムの信頼性の観点から、危機的状況にあり、抜本的な対策を行うことが必要不可欠であるとの指摘を受けた。
- 平成16年度～平成18年度 基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より前基幹業務システムの運用を段階的に開始した。
- 平成19年度 前基幹業務システムが全面稼動を開始した。後期高齢者医療制度、就学前外来医療費助成及び妊産婦健康診査の制度改正等に伴うシステム改修を行った。
- 平成20年度 市県民税に係る公的年金等受給者からの特別徴収及び給与支払報告書の電子化、並びに裁判員候補者名簿作成等、制度改正に伴うシステム改修を行った。
- 平成21年度 後期高齢者医療システムの改修及び機能追加、住民税公的年金特別徴収に伴うシステム改修等を行うとともに、子ども手

当システムの導入を行った。

- 平成22年度 水道局の料金徴収業務委託に伴い、上水道システムの運用を終了した。
 - 平成24年度 基幹業務システムの更新を段階的に開始した。平成24年4月に介護保険システム、平成25年2月に障害福祉サービスの運用を開始した。
 - 平成30年度 基幹業務システムの機器更新を行うとともに、改元対応に伴うシステム改修等を行った。
- (イ) 内部事務の電算化
- 平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。
 - 平成3年4月 予算の部門執行管理・出納管理システムの運用を開始した。
 - 平成5年6月 決算システムの運用を開始した。
 - 平成7年6月 証憑のA4版化及び旅費計算機能を追加した。
 - 平成10年度 予算編成システムの稼動を開始した。
 - 平成26年度 ICTを活用した業務効率向上を目的として、財務会計システムを更新した。

イ ICTの推進

高度情報化社会といわれる今日、住民の情報に対する価値観が多様化している中で、事務処理の効率化・近代化を図ることが急務とされている。

本市においては昭和59年4月に「行政診断調査研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市OA調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月に報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にOA機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼動させ、平成20年2月、平成25年2月及び平成30年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

また、研修部門との連携により継続的なICT研修を実施し、広く職員にICT感覚、ICT意識を持たせるよう、その推進を図るものである。

電算業務処理状況表

(3.4.1 現在)

課 名	業 務 名
市 民 課	住 民 記 録
市 民 課	外 国 人 登 録
市 民 課	印 鑑 登 録
市 民 課	国 民 年 金
市 民 税 課	個 人 住 民 税
市 民 税 課	法 人 市 民 税
市 民 税 課	軽 自 動 車 税
資 産 税 課	固 定 資 産 税
収 税 課	収 納 管 理
収 税 課	滞 納 整 理
国 保 課	賦 課
国 保 課	資 格
国 保 課	給 付
国 保 課	後 期 高 齢 者 医 療
国 保 課	徴 収
国 保 課	医 療 費 適 正 化
地 域 福 祉 課	福 祉 手 当
地 域 福 祉 課	重 度 心 身 障 害 者 (児) 医 療
地 域 福 祉 課	障 害 福 祉 サ ー ビ ス
介 護 福 祉 課	老 人 措 置

課 名	業 務 名
介 護 福 祉 課	在 宅 福 祉 台 帳
介 護 福 祉 課	介 護 保 険
子 育 て 支 援 課	児 童 手 当
子 育 て 支 援 課	児 童 扶 養 手 当
子 育 て 支 援 課	母 子 ・ 乳 幼 児 医 療
こ だ も 保 育 課	子 育 て 支 援
保 健 セ ン タ ー	各 種 予 防 接 種 ・ 検 診
財 政 課	財 務 会 計
出 納 室	財 務 会 計
人 事 課	人 事 管 理
人 事 課	給 与 管 理
建 築 住 宅 課	住 宅 使 用 料
企 業 総 務 課	下 水 道 受 益 者 負 担 金
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	選 挙 事 務
農 業 委 員 会 事 務 局	農 家 台 帳
教 育 委 員 会 社 会 教 育 課	成 人 式
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	学 齡 簿
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	就 園 奨 励
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課	幼 稚 園 保 育 料

情報端末設置状況

(3.4.1 現在・単位:台)

部局	区分	庁内LAN			基幹業務システム			合計
		ICT戦略課 管 理 分	その他	小 計	ICT戦略課 管 理 分	その他	小 計	
企 画 部		63		63	14		14	77
総 務 部		104		104	72		72	176
福 祉 部		268		268	151	25	176	444
市 民 環 境 部		135	3	138	33		33	171
経 済 部		56	1	57	2		2	59
建 設 部		89		89	4		4	93
出 納 室		9		9	1		1	10
議 会 事 務 局		10		10				10
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		4	17	21	1		1	22
監 査 委 員 事 務 局		6		6				6
農 業 委 員 会 事 務 局		7		7	2		2	9
上 下 水 道 局		80	2	82	5		5	87
教 育 委 員 会 事 務 局		93		93	11		11	104
教 育 機 関 (小 学 校 ・ 公 民 館 ほか)		67	11	78				78
消 防		70		70				70
港 務 局		13		13				13
土 地 開 発 公 社		3		3				3
そ の 他		47		47				47
合 計		1,124	34	1,158	296	25	321	1,479

9 地域情報化の推進

(1) テレトピア構想

テレトピア構想は旧郵政省の提唱する高度情報化施策であり、平成元年2月28日、地域指定を受けたものである。

テレトピアとは、テレコミュニケーション(電気通信)とユートピア(理想郷)の二つの言葉を併せた名称で、各種の情報通信メディアを活用し、活力ある快適な地域社会の形成発展を促進し、高度情報通信社会への円滑な移行を図るものである。

新居浜市テレトピア計画では、「人と地域が輝く情報ネットワーク都市」を目標に、次の3つのシステム構築を目指す。

- ア 情報通信メディアを利用し、市民生活に必要な情報を広く提供し、また地域外へ情報を発信するための市民総合情報ネットワークシステム
- イ マルチメディア時代の情報化人材育成と教育分野の情報化を図るための教育情報ネットワークシステム
- ウ 行政内部の情報化を推進し、行政サービス水準の高度化、行政事務処理の効率化等により、市民への情報サービスの充実及び都市機能の強化を図るための行政情報ネットワーク

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレトピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア(対象区域)を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、一部別子山地区でのインターネットサービスを平成23年4月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、LTEサービスを平成26年12月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在デジタル93チャンネル、FMラジオ4チャンネル、また加入世帯数はCATV17,952世帯、インターネット、LTE及びBWA7,149世帯(令和3年3月31日現在)となっている。(なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は39.4%となっている。)

同社の自主制作番組は5チャンネルあり、「新居浜チャンネル」では毎日市内の出来事や話題、市役所をはじめ官公庁からのお知らせ等を提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティの向上が図られている。

平成29年9月より地域WiMAX方式を高度化した地域BWA方式への基地局切り替えを行い、市内での提供を開始した。

平成30年4月には住民に対し、災害発生時に重要情報を迅速に提供することを目的に、コミュニティラジオ放送の正式運用を開始し、平時は市民参加型のラジオ局として放送している。

また、公共施設の指定管理事業にも取り組んでおり、あかがねミュージアム(平成27年7月～)やワクリエ新居浜(令和3年4月～)の管理運営を行っている。

設立年月日	昭和63年3月17日
所在地	坂井町二丁目3番17号 ☎32-7777 (新居浜テレコムプラザ2階)
資本金	4億9,550万円

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地	坂井町二丁目3番17号 ☎33-5200
資本金	2億7,000万円
敷地面積	4,266㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造9階建
建物面積	4,244㎡
竣工	平成3年2月28日

10 地域開発

(1) 水資源開発の推進

地下水源の保全涵養及び地下水の適正かつ合理的な利用推進を図るとともに、将来の水需要の見通しの中、西条地区工業用水道の適正な活用を図る。

11 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市の「モノづくり」の歴史を語る上で全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」を現在に残している。

平成21年8月に旧山根製錬所煙突を含む5つの物件

が、平成23年1月には旧端出場水力発電所が国の登録有形文化財になっている。平成24年3月に策定した『別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画』を推進、産業遺産の価値を明確にし、文化財化に取り組んでいる。平成25年3月には旧端出場水力発電所の調査報告書が完成し、その価値を明らかにした。

情報発信事業として、これまで「あかがねエッセイ賞作品集」の出版、「あかがねフォトコンテスト」を実施したほか、「NHK大阪別子銅山展」や「別子銅山東京展（六本木）」を開催し情報発信を行った。また、鷲尾勘解治の功績と自彊舎活動を顕彰するため、菊本町の自彊舎跡地を整備し記念碑を設置。平成28年度には、別子銅山小説出版事業として本市出身の井川香四郎氏の執筆により歴史小説「別子太平記」を出版。29年度は市制施行80周年記念事業として、第2回あかがねフォトコンテスト事業、口屋あかがねの松クローン松の記念植樹を行うとともに、三井住友銀行東館（東京都千代田区丸の内）において「愛媛・新居浜 地方創生展」を開催し、全国に向けて情報発信を図った。令和元年度は、東温市の坊っちゃん劇場において別子銅山を題材としたミュージカル「瀬戸内工進曲」の年間上演に協力、あわせて、期間中に劇場へ行けない方などを対象に本市事業としてミュージカルの8K映像（超高精細映像）の上映事業を実施した。

また、情報発信の継続的取り組みとして、主に高校生を対象に「別子銅山産業遺産創造塾」を開催し次世代への継承や郷土愛の醸成に取り組んでいる。住友山田社

宅では企画展を実施しており、近年は「東平索道展」や「四阪島のくらし」などの各種テーマで開催した。

登録有形文化財旧端出場水力発電所については、28年度に「旧端出場水力発電所保存活用計画」の策定、29年度に実施設計、30年度から本体耐震補強工事に着手、令和4年度以降に一般公開を予定している。また、発電所の全体像として水路システム等を可視化し、PR映像を制作、市公式チャンネルYouTubeでダイジェスト版、本編はマイントピア別子で公開している。

住友山田社宅については、地方創生推進交付金を活用し、住友と協力して28年度に社宅の現況調査、耐震診断を実施、29～30年度に鉱山所長宅、化学工場長宅の耐震工事等の整備、外国人東社宅については屋根、外壁の整備を行った。なお、鉱山所長宅を含む4棟について、住友金属鉱山㈱、住友化学㈱から平成31年3月末日で寄贈を受けた。令和元年度は、本市管理の現存6棟について「住友山田社宅保存活用計画」を策定、令和2年8月に、6棟8件について国の登録有形文化財として登録された。令和2年度の整備状況は、外国人西社宅の屋根、外壁等の整備、また、別子鉱業所長社宅、住友化学幹部社宅の2棟は、照明、消防設備の整備、展示を行い限定公開を開始した。（令和3年3月）

また、市民が郷土新居浜に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかがね基金」を平成20年4月に設置し、産業遺産の保存活用に役立てるほか、ふるさと納税による寄付金についても保存整備に役立てている。

12 予 算

(1) 各会計予算総括表

(単位：千円・%)

会 計		年度		2		3		
		区分	令和元	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	
一 般 会 計			49,259,096	54.5	50,515,190	54.2	50,006,000	55.5
特 別 会 計	渡 海 船 事 業		186,986	0.2	270,682	0.3	194,054	0.2
	住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業		5,133	0.0	4,887	0.0	—	—
	平 尾 墓 園 事 業		30,437	0.0	27,358	0.0	34,026	0.0
	国 民 健 康 保 険 事 業		12,744,082	14.1	12,835,734	13.8	12,477,363	13.8
	介 護 保 険 事 業		13,529,670	15.0	13,948,933	14.9	13,953,818	15.5
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業		1,710,914	1.9	1,812,663	1.9	1,843,556	2.0
	工 業 用 地 造 成 事 業		395,371	0.5	127,592	0.1	178,434	0.2
小 計			28,602,593	31.7	29,027,849	31.0	28,681,251	31.7
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計		3,281,822	3.7	3,641,539	3.9	3,421,131	3.8
	工 業 用 水 道 事 業 会 計		383,510	0.4	814,411	0.9	452,319	0.5
	公 共 下 水 道 事 業 会 計		8,777,843	9.7	9,340,414	10.0	7,636,438	8.5
	小 計		12,443,175	13.8	13,796,364	14.8	11,509,888	12.8
合 計			90,304,864	100	93,339,403	100	90,197,139	100

(2) 令和3年度一般会計性質別予算

(歳入)				(歳出)				(単位：千円・%)			
性質		区分	当初予算額	構成比	性質		区分	当初予算額	構成比		
自主財源	市	税	18,631,647	37.3	人	件	費	8,936,562	17.9		
	分担金及び負担金		214,338	0.4	物	件	費	7,440,220	14.9		
	使用料及び手数料		736,462	1.5	維持	補修	費	331,529	0.6		
	財産収入		72,783	0.2	扶助		費	13,029,711	26.1		
	寄附金		656,600	1.3	補助	費	等	4,825,287	9.6		
	繰入金		1,193,942	2.4	公債		費	4,579,742	9.1		
	繰越金		900,000	1.8	出資金及び貸付金			1,294,000	2.6		
	諸収入		1,697,320	3.4	繰出金及び積立金			4,059,790	8.1		
	小計		24,103,092	48.3	予備		費	30,000	0.1		
					小計			44,526,841	89.0		
依存財源	地方譲与税		310,000	0.6	投資的経費	補助事業	費	2,712,313	5.4		
	利子割交付金		19,000	0.0		単独事業	費	2,736,846	5.5		
	配当割交付金		50,000	0.1		災害復旧事業	費	30,000	0.1		
	株式等譲渡所得割交付金		60,000	0.1		小計		5,479,159	11.0		
	法人事業税交付金		150,000	0.3							
	地方消費税交付金		2,600,000	5.2							
	ゴルフ場利用税交付金		20,000	0.1							
	環境性能割交付金		10,000	0.0							
	地方特例交付金		160,000	0.3							
	地方交付税		5,450,000	10.9							
	交通安全対策特別交付金		15,000	0.0							
	国庫支出金		8,191,505	16.4							
	県支出金		3,561,203	7.1							
市債		5,306,200	10.6								
小計		25,902,908	51.7								
合計				50,006,000	100	合計		50,006,000	100		

(3) 令和3年度一般会計財源内訳

(歳出)		(単位：千円・%)					
科目	財源	当初予算額	特定財源			一般財源	一般財源 充当率
			国県支出金	地方債	その他		
議会費		366,700	0	0	0	366,700	100.0
総務費		5,411,238	502,715	316,200	427,870	4,164,453	77.0
民生費		20,880,724	9,715,899	128,000	665,175	10,371,650	49.7
衛生費		4,458,083	548,449	700,800	283,448	2,925,386	65.6
労働費		382,722	2,195	0	334,900	45,627	11.9
農林水産業費		706,184	108,184	88,100	12,194	497,706	70.5
商工費		1,508,847	24,194	75,400	588,260	820,993	54.4
土木費		5,310,209	595,408	1,115,600	270,918	3,328,283	62.7
消防費		1,679,591	72	164,700	68,142	1,446,677	86.1
教育費		4,659,946	255,592	217,400	219,913	3,967,041	85.1
災害復旧費		30,000	0	0	0	30,000	100.0
公債費		4,581,756	0	0	152,205	4,429,551	96.7
予備費		30,000	0	0	0	30,000	100.0
計		50,006,000	11,752,708	2,806,200	3,023,025	32,424,067	64.8

13 決算（令和2年度）

(1) 決算カード（速報値）

人口			面積	人口密度	人口集中地区人口	産業構造			コード番号	382051	市町村類型	Ⅲ-2
27年			119,903	km ²	人	86,704人	区分			ふりがな	にいはまし	Ⅲ-2
22年			121,735	234.50	511.3	89,238人	第1次	第2次	第3次	市町村名	新居浜市	
増加率			△ 1.5	40.1.1以降の合併状況			就業人口	27年国調	720	16,960	34,206	
3.3.31			117,439	H15.4.1 別子山村と合併			22年国調	789	17,143	34,479		
2.3.31			118,521	H15.4.1 別子山村と合併				1.4%	31.5%	63.3%		
区分		令和元年度	令和2年度	区分		指数等	指定団体等の状況					
歳入総額		A	54,063,179	2年度交付税種地区分		I-4	過疎離島特農					
歳出総額		B	52,891,900	基準財政需要額 千円		21,500,581	山振 旧新産都					
歳入歳出差引額 (A-B)		C	1,171,279	基準財政収入額 千円		16,701,377	広域市町村圏					
翌年度へ繰越すべき財源		D	208,765	標準財政規模 千円		27,748,236						
実質収支 (C-D)		E	ア 962,514	実質赤字比率		-						
単年度収支		F	イ 80,594	連結実質赤字比率		-						
積立金		G	558,579	実質公債費比率		(単) 1.5%						
繰上償還金		H	0	将来負担比率		21.9%	事務の共同処理の状況					
積立金取り崩し額		I	1,560,000	水道事業会計		-	税務事務					
実質単年度収支 (F+G+H-I)		J	△1,082,015	工業用水道事業会計		-	後期高齢者医療					
一般職員等		※ 職員数はR3年4月1日現在数、給料月額はR3年4月分		公共下水道事業特別会計		-						
渡海船事業特別会計				工業用地造成事業特別会計		-						
工業用地造成事業特別会計						-						
区分	職員数 A人	給料月額 B千円	1人当たり給料 B/A円	財政力指数		(単) 0.777	(3年) 0.772					
一般職員	636	204,341	321,291	実質収支比率		3.2%						
教育公務員	12	4,453	371,083	積立金現在高 千円		7,263,755						
消防職員	138	42,445	307,572	地方債現在高 千円		53,071,866						
技能労務職員	20	6,750	337,500	収益事業収入額 千円		-						
合計	806	257,989	320,086	債務負担行為額 千円		6,932,714						
公営事業の状況	事業名	法適用の有無	普通会計からの繰入額 千円	職員数 人	特別職等							
	交通	無	106,194	8	区分							
	港湾整備	無	170,439	0	改定実施年月日	1人当たり平均給料(報酬)月額円						
	国民健康保険	無	1,106,945	18	市町村長	28.4.1	956,000					
	介護保険	無	2,102,777	27	副市長(統括)	28.4.1	780,000					
	後期高齢	無	464,086	5	副市長(特命)	28.4.1	683,000					
	上水道事業	有	6,924	34	教育長	28.4.1	658,000					
	下水道事業	有	1,940,650	30	議会議長	28.4.1	572,000					
					議会副議長	28.4.1	518,000					
					議会議員(24人)	28.4.1	482,000					
				収入額 千円	0							
				普通会計からの繰入額 千円	1,106,945							
				加入世帯数 世帯	15,412							
				被保険者数 人	22,740							
				一世帯当たり保険料調定額(医療分) 円	112,180							
				被保険者一人当たり保険料調定額(医療分) 円	75,741							
				被保険者一人当たり費用(医療分) 円	383,474							

※ 産業構造の割合は、分類不能を含めた総数における割合

市町村名	新居浜市		類型	Ⅲ-2	性質別歳出						
区分	歳入				区分	歳出					
	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源 K 千円	Kの構成比 %		決算額 千円	構成比 %	税等 千円	経常一般財源 千円	経常収支比率 %	臨時財政対策債等を除いた経常収支比率 %
地方税	19,331,276	29.9	18,106,241	68.6	人件費	8,342,032	13.2	7,702,413	7,232,986	25.9	27.4
地方譲与税	341,281	0.5	341,281	1.3	うち職員給	4,973,878	7.8	4,563,124	4,157,621	14.9	15.8
利子割交付金	22,351	0.0	22,351	0.1	扶助費	12,402,046	19.6	3,122,655	2,586,342	9.3	9.8
配当割交付金	58,578	0.1	58,578	0.2	公債費	4,324,674	6.8	4,169,841	4,169,841	14.9	15.8
株式譲渡所得割交付金	79,207	0.1	79,207	0.3	内 元利償還金	4,324,674	6.8	4,169,841	4,169,841	14.9	15.8
地方消費税交付金	2,574,876	4.0	2,574,876	9.8	内 一時借入金利子	0	0.0	0	0	0.0	0.0
ゴルフ場利用税交付金	28,530	0.1	28,530	0.1	小計	25,068,752	39.6	14,994,909	13,989,169	50.1	53.0
法人事業税交付金	181,085	0.3	181,085	0.7	物件費	7,395,531	11.7	6,268,511	3,791,473	13.6	14.4
自動車税環境性能割交付金	18,593	0.0	18,593	0.1	維持補修費	465,165	0.7	414,901	414,901	1.5	1.6
地方特例交付金	111,540	0.2	111,540	0.4	補助費等	15,721,635	24.8	3,580,868	1,833,147	6.6	6.9
地方交付税	5,478,119	8.5	4,810,401	18.2	繰出金	5,484,060	8.6	4,542,341	2,349,747	8.4	8.9
内 普 通	4,810,401	7.5	4,810,401	18.2	投資出資金・貸付金	1,234,342	1.9	405,300	400,000	1.4	1.5
内 特 別	667,718	1.0	-	-	積立金	768,578	1.2	717,263	計	81.5	86.3
交通安全対策特別交付金	15,209	0.0	15,209	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0	経常経費充当一般財源 22,778,437千円		
分担金・負担金	220,351	0.3	-	-	投資的経費	7,309,399	11.5	2,123,198	臨時財政対策債 1,550,488千円		
使用料	484,290	0.8	977	0.0	うち人件費	247,337	0.4	247,337			
手数料	244,850	0.4	11,297	0.0	普通建設事業費	7,179,108	11.3	2,118,954			
国庫支出金	21,614,743	33.5	-	-	内 補助	3,122,302	4.9	155,045			
県支出金	4,024,856	6.2	-	-	内 単独	3,978,441	6.3	1,951,744			
財産収入	72,658	0.1	1,407	0.0	県営事業負担金	78,365	0.1	12,165			
寄附金	515,509	0.8	-	-	災害復旧事業費	130,291	0.2	4,244	税等総額 34,211,810千円		
繰入金	1,771,032	2.7	-	-	失業対策事業費	0	0.0	0			
繰越金	1,171,279	1.8	-	-							
諸収入	1,606,280	2.5	34,693	0.1							
地方債	4,645,488	7.2	(1,550,488)		合計	63,447,462	100.0	33,047,291			
合計	64,611,981	100.0	26,396,266 (27,946,754)	100.0							

市町村税						区分			
区分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準税額 × 100/75 千円	超過課税分 収入済額 千円	区分	決算額 千円	構成比 %	税等 千円
市町村 個人分	5,916,253	30.6	0.3	5,927,865	-	議会費	341,183	0.5	341,183
市町村 法人分	1,500,132	7.8	△ 10.9	1,153,720	328,639	総務費	18,393,079	29.0	4,912,037
固定資産税	9,492,165	49.1	△ 0.7	9,463,049	-	民生費	20,749,623	32.7	9,518,066
軽自動車税	414,849	2.2	5.8	416,759	-	衛生費	3,643,190	5.7	2,948,786
市町村たばこ税	782,459	4.0	△ 3.4	832,299	-	労働費	387,698	0.6	58,640
小計	18,105,858	93.7	△ 1.3	17,793,692	328,639	農林水産業費	1,021,124	1.6	574,712
						商工費	2,141,505	3.4	1,475,328
法定外普通税	-	-	-	-	-	土木費	5,245,006	8.3	3,667,915
旧法による税	-	-	-	-	-	消防費	1,705,031	2.7	1,326,086
目的税	1,225,418	6.3	0.4			教育費	5,258,329	8.3	3,943,724
内 都市計画税	1,225,035	6.3	0.4			災害復旧費	130,291	0.2	4,244
内 入湯税	383	0.0	△ 20.7			公債費	4,325,209	6.8	4,170,376
合計	19,331,276	100.0	△ 1.2	17,793,692	328,639	諸支出金	106,194	0.2	106,194
適用税率の状況						区分	現年課税分 %	滞納繰越分 %	合計 %
市民税 均等割	3,500円	市民税 均等割	50,000円~	徴収率		市町村民税	99.4	49.2	98.8
市民税 所得割	標準税率に対する比率 1.0	市民税 法人分	均等割 3,000,000円			固定資産税	98.8	22.7	97.4
		固定資産税	1.4/100			合計	99.1	31.6	98.0

(2) 一般会計決算の推移 (款別)

ア 歳入

(単位：千円・%)

款	年度 区分	30		令和元		2	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
市	税	18,742,327	39.4	19,566,712	36.3	19,331,276	30.0
地方	譲与税	331,961	0.7	340,138	0.6	341,281	0.5
	利子割交付金	35,980	0.1	22,265	0.0	22,351	0.0
	配当割交付金	59,034	0.1	68,681	0.1	58,578	0.1
	株式等譲渡所得割交付金	49,633	0.1	40,343	0.1	79,207	0.1
	法人事業税交付金	—	—	—	—	181,085	0.3
	地方消費税交付金	2,256,136	4.7	2,115,958	3.9	2,574,876	4.0
	ゴルフ場利用税交付金	29,477	0.1	28,510	0.1	28,530	0.0
	自動車取得税交付金	70,313	0.2	47,202	0.1	—	0.0
	環境性能割交付金	—	—	—	—	18,593	0.0
	地方特例交付金	87,783	0.2	267,157	0.5	111,540	0.2
	地方交付税	5,433,183	11.4	5,627,488	10.4	5,478,119	8.5
	交通安全対策特別交付金	14,015	0.0	14,341	0.0	15,209	0.0
	分担金及び負担金	455,834	1.0	346,491	0.7	210,720	0.3
	使用料及び手数料	877,836	1.8	816,383	1.5	704,212	1.1
	国庫支出金	6,609,918	13.9	7,611,259	14.1	21,617,695	33.5
	県支出金	3,292,543	6.9	3,354,161	6.2	4,023,425	6.2
	財産収入	79,012	0.2	96,018	0.2	72,199	0.1
	寄附金	281,482	0.6	497,627	0.9	515,509	0.8
	繰入金	1,621,763	3.4	1,877,546	3.5	1,838,392	2.9
	繰越金	1,295,118	2.7	1,610,238	3.0	1,110,126	1.7
	諸収入	1,890,085	4.0	2,060,890	3.8	1,626,675	2.5
	市債	4,052,812	8.5	7,579,932	14.0	4,645,488	7.2
合	計	47,566,245	100	53,989,340	100	64,605,086	100

イ 歳出

(単位：千円・%)

款	年度 区分	30		令和元		2	
		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
議	会費	352,367	0.7	356,743	0.7	341,783	0.5
総	務費	4,860,677	10.6	5,300,053	10.0	18,417,069	29.0
民	生費	19,401,049	42.2	19,844,851	37.5	20,683,288	32.6
衛	生費	4,859,492	10.6	3,252,338	6.2	3,662,925	5.8
労	働費	345,551	0.7	367,493	0.7	387,698	0.6
農	林水産業費	660,158	1.4	681,729	1.3	1,023,069	1.6
商	工費	1,503,801	3.3	1,747,607	3.3	2,142,122	3.4
土	木費	3,300,412	7.2	4,987,976	9.4	5,296,106	8.4
消	防費	2,389,442	5.2	5,863,823	11.1	1,720,341	2.7
教	育費	3,800,615	8.3	5,950,504	11.3	5,262,090	8.3
災	害復旧費	124,393	0.3	113,031	0.2	130,291	0.2
公	債費	4,358,051	9.5	4,413,066	8.3	4,374,682	6.9
合	計	45,956,008	100	52,879,214	100	63,441,464	100

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

年度 区分 性質別	30			令和元			2		
	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり	決算額	構成比	市民1人 当たり
	千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人件費	7,978,377	17.4	66,887	7,958,629	15.1	67,150	8,617,832	13.6	73,382
2. 物件費	6,393,627	13.9	53,601	6,733,011	12.7	56,809	7,062,175	11.1	60,135
3. 補助費等	3,331,438	7.2	27,929	3,560,645	6.7	30,037	17,738,515	28.0	151,045
4. 維持補修費	352,432	0.8	2,955	327,656	0.6	2,764	353,707	0.6	3,012
5. 扶助費	11,765,934	25.6	98,640	12,213,357	23.1	103,048	12,139,347	19.1	103,367
6. 建設事業費	5,044,081	10.9	42,288	10,573,141	20.0	89,209	7,339,749	11.6	62,498
(1) 普通建設 事業費	4,919,688	10.7	41,245	10,460,110	19.8	88,255	7,209,458	11.4	61,389
ア 補助	2,035,860	4.4	17,068	3,422,567	6.5	28,877	3,950,504	6.2	33,639
イ 単独	2,883,828	6.3	24,177	7,037,543	13.3	59,378	3,258,954	5.2	27,750
(2) 災害復旧 事業費	124,393	0.2	1,043	113,031	0.2	954	130,291	0.2	1,109
7. 出資金貸付金	716,682	1.6	6,008	718,400	1.4	6,061	1,234,342	1.9	10,510
8. 積立金	650,455	1.4	5,453	760,898	1.4	6,420	768,484	1.2	6,544
9. 繰出金	5,366,485	11.7	44,990	5,621,629	10.6	47,432	3,813,731	6.0	32,474
10. 公債費	4,356,497	9.5	36,523	4,412,448	8.4	37,229	4,373,582	6.9	37,241
歳出合計	45,956,008	100	385,275	52,879,214	100	446,159	63,441,464	100	540,208

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別	年度 区分	30		令和元		2	
		歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
渡海船事業		175,472	175,472	176,067	176,067	232,418	232,418
住宅新築資金等貸付事業		57,803	4,240	63,807	2,654	70,007	70,007
平尾墓園事業		24,921	24,921	27,868	27,868	25,022	24,125
公共下水道事業		5,528,990	5,460,220	—	—	—	—
国民健康保険事業		12,493,990	12,493,990	12,476,759	12,476,759	12,125,579	12,125,579
介護保険事業		13,390,769	13,193,951	13,414,650	13,414,650	13,505,829	13,450,578
後期高齢者医療事業		1,744,652	1,663,603	1,793,146	1,708,375	1,884,857	1,797,779
工業用地造成事業		356,814	373,803	407,720	258,543	326,677	238,445
計		33,773,411	33,390,200	28,360,017	28,064,916	28,170,389	27,938,931

(5) 水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業決算の推移

ア 水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
28		1,826,874	1,572,128	254,746	701,917	1,353,249
29		1,816,526	1,577,915	238,611	1,280,766	1,686,147
30		1,835,586	1,600,759	234,827	689,997	1,666,189
令和元		1,861,458	1,546,686	314,772	802,052	1,672,066
2		1,828,418	1,526,347	302,071	641,861	1,303,087

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

イ 工業用水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
28		240,928	161,620	79,308	100,000	255,319
29		243,652	176,299	67,353	14,200	55,726
30		230,549	183,560	46,989	161,674	305,224
令和元		240,883	180,082	60,801	9,357	109,589
2		229,103	183,267	45,836	43,057	505,271

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

ウ 公共下水道事業

(単位：千円)

年度	区分	収益的収入	収益的支出	純利益	資本的収入	資本的支出
令和元		3,771,495	3,604,308	167,187	3,449,689	4,824,189
2		3,897,460	3,696,391	201,069	3,591,072	4,983,508

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度増減見込み		令和3年度末 見 込 額
			令和3年度中 起 債 見 込 額	令和3年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計					
総 務	3,220,204	3,415,850	304,100	231,402	3,488,548
民 生	1,512,605	1,689,394	146,100	84,033	1,751,461
衛 生	2,610,178	2,778,890	904,400	276,773	3,406,517
農 水	339,454	371,074	97,600	34,922	433,752
商 工	1,199,951	1,069,162	112,900	201,167	980,895
土 木	7,674,822	7,045,705	889,900	999,497	6,936,108
公 営 住 宅	1,717,766	1,937,450	626,300	70,129	2,493,621
消 防	5,377,290	5,573,245	164,700	143,074	5,594,871
教 育	5,443,302	5,809,695	233,500	309,411	5,733,784
災 害 復 旧	351,966	352,466	49,100	54,232	347,334
減 税 補 て ん 債	298,576	221,938	—	65,017	156,921
臨 時 財 政 対 策 債	22,959,939	22,859,751	2,500,000	1,776,975	23,582,776
減 収 補 て ん 債	605,000	724,400	—	66,000	658,400
計	53,311,053	53,849,020	6,028,600	4,312,632	55,564,988
特 別 会 計					
渡 海 船 事 業	1,150	580	—	580	—
住宅新築資金等貸付事業	348	0	—	—	—
平 尾 墓 園 事 業	48,090	39,350	—	8,740	30,610
工 業 用 地 造 成 事 業	66,900	222,100	66,000	112,000	176,100
計	116,488	262,030	66,000	121,320	206,710

(単位：千円)

区 分	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度増減見込み		令和3年度末 見 込 額
			令和3年度中 起 債 見 込 額	令和3年度中 元金償還見込額	
企 業 会 計					
水 道 事 業	6,209,509	5,950,627	380,000	380,040	5,950,587
工 業 用 水 道 事 業	360,000	357,583	15,000	4,446	368,137
公 共 下 水 道 事 業	34,293,296	34,068,255	1,627,800	2,237,039	33,459,016
計	40,862,805	40,376,465	2,022,800	2,621,525	39,777,740

(7) 普通会計決算(財政指標)の推移

(単位：千円)

区分	年度	28	29	30	令和元	2
歳入総額	㉑	48,273,504	51,023,984	47,292,099	54,063,179	64,611,981
歳出総額	㉒	46,725,499	49,684,628	45,627,672	52,891,900	63,447,462
歳入歳出差引額(㉑-㉒)	㉓	1,548,005	1,339,356	1,664,427	1,171,279	1,164,519
翌年度へ繰越すべき財源	㉔	398,016	286,133	621,319	208,765	262,942
実質収支(㉓-㉔)	㉕	1,149,989	1,053,223	1,043,108	962,514	901,577
単年度収支	㉖	51,908	△ 96,766	△ 10,115	△ 80,594	△ 60,937
積立金	㉗	320,000	293,526	609,068	558,579	603,873
繰上償還金	㉘	-	-	-	-	-
積立金取り崩し額	㉙	1,200,000	130,000	1,040,849	1,560,000	1,345,000
実質単年度収支(㉖+㉗+㉘-㉙)		△ 828,092	66,760	△ 441,896	△ 1,082,015	△ 802,064
基準財政需要額	注：1	20,672,125	20,266,073	20,683,060	20,938,864	21,500,581
基準財政収入額	注：2	16,118,890	15,471,604	15,999,424	15,996,622	16,701,377
標準財政規模	注：3	27,174,623	26,729,948	27,184,943	27,148,960	27,748,236
財政力指数	単年度	0.780	0.763	0.774	0.764	0.777
	三年平均	0.758	0.763	0.772	0.767	0.772
実質収支比率(%)	注：5	4.2	3.9	3.8	3.5	3.2
実質公債費比率(%)	注：6	4.9	3.3	2.0	1.5	1.4
積立金現在高		10,330,313	10,364,271	9,385,459	8,261,857	7,263,755
地方債現在高		47,802,976	49,282,811	49,000,046	52,490,421	53,071,866
債務負担行為額		4,391,272	4,225,682	6,742,896	5,574,427	6,932,714
経常一般財源比率(%)	注：7	92.0	96.5	92.9	96.6	95.1
経常収支比率(%)	注：8	(88.5) 83.1	(86.1) 80.1	(87.7) 81.6	(85.1) 80.0	(86.3) 81.5

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん譲与税譲与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} &= (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times \frac{100}{75} + \\ & (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}) \end{aligned}$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入されうる税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \text{実質収支} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 実質公債費比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債の発行が制限されることとなる。

$$\text{実績公債費比率} = \frac{A - B}{C - B} \times 100$$

A：元利償還金・準元利償還金

B：算入公債費の額

C：標準財政規模

注：7 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源(毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用しうる収入)の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \text{経常一般財源} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%)$$

注：8 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\begin{aligned} \text{経常収支比率} &= \text{経常経費充当の一般財源} \div \\ & (\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} \\ & + \text{臨時財政対策債}) \times 100 (\%) \end{aligned}$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度以降は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。